

## 鳥取市文化団体育成事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市文化団体育成事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市文化団体協議会（以下「文化団体協議会」という。）が行う、各種文化団体の育成指導及び鳥取市文化センター内の文化活動ひろばの運営を支援し、市民の自発・自主的な文化活動を推進することを目的とする。

### (補助対象事業)

第3条 本補助金の補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、文化団体協議会が行う次の各号に掲げる事業とする。

#### (1) 団体育成事業

- ア 文化団体の育成指導に関すること。
- イ 文化団体の連絡調整に関すること。
- ウ 文化団体に関する調査及び資料作成に関すること。

#### (2) 文化活動ひろばの管理事業

### (補助金の算定等)

第4条 本補助金の額は、前条に掲げる事業に要する経費（第1号に掲げる事業を行うための人件費及び第2号に掲げる事業を行うための管理費とする。）から、その他の収入を減じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

### (交付申請)

第5条 規則第4条に定める交付申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に掲げる書類は別記とする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

#### (1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届及び完了届)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号及び第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(概算払)

第8条 本補助金は、規則第11条ただし書きの規定により、概算払により交付することができるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める本補助金の実績報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれかの早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条に定める実績報告書に添付すべき、同条第1号、第2号及び第4号の書類は別記様式とする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、企画推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式（第5条、第9条関係）

## 鳥取市文化団体育成事業計画（実績）報告書

### 1 事業等

名 称		代表者肩書 氏 名	
住 所 〒 鳥取市		電話番号	(     )     -

### 2 事業計画（報告）

具 体 的 な 内 容	実施時期	年 月 日 ~	年 月 日
	実施場所		
	活動内容		

※事業概要がわかる図面、写真等があれば添付してください。

### 3 収支予算（決算）

#### (1) 収入の部

費 目	金 額 (円)	内 訳
補助金		
その他の収入		
合 計		

#### (2) 支出の部

費 目	金 額 (円)	内 訳
合 計		

※経費内訳のわかる領収書等（コピー可）を添付してください。